

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者の
東京都准看護師試験受験資格に関する要領に基づく申請に伴う留意事項

- 1 申請書類の提出部数は1部である。
- 2 申請書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3 (1)、(3)、(9)及び(10)については、所定の様式に日本語で記載すること。
- 4 (2)、(3)及び(4)から(8)までの氏名の表記が異なる場合は、(3)及び(4)から(8)までの氏名の表記を確認するため、確認可能なもの（パスポートの写し等）を提出すること。
- 5 住民票の写しを提出する場合は、「マイナンバー（個人番号）」が記載されていないものに限る。
- 6 (4)から(8)まで及び(10)から(12)までについては、提出書類と日本語訳の両方について、免許取得国の大使館、領事館等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 7 (4)から(7)まで及び(13)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）
- 8 外国看護師学校養成所が統合等によって名称を変更している場合は、現存の看護師学校養成所の施設長の証明を用意すること。
また、廃校している場合は、看護師学校養成所を管理している国や州政府等に問い合わせ、必要書類を準備すること。
- 9 申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。
- 10 5月1日から9月30日までの期間で申請を受け付ける。ただし、9月30日が土日祝日に当たる場合は直前の平日を締め切りとする。書類に不備があった場合は書類の再提出が必要となるが、再提出であってもその期限は前述した日になるので注意すること。
- 11 申請は電話で日時を予約の上東京都庁に来庁すること。予約せずに来庁した場合は対応できないので注意すること。
- 12 申請書類提出時、出願時、受験時のみ日本へ入国する場合は、日本国内の連絡先及び書類の送付先を明らかにすること。
- 13 申請時、申請書類以外に写真付きの身分証明書、印鑑、筆記用具を持参すること。
- 14 原則として、申請年度に当該ホームページに公表されている書式を用いて申請すること。
- 15 申請前には提出書類の不足・不備がないか東京都准看護師試験受験資格認定申請書類等チェックリストに記入すること。記入したチェックリストは必ず持参すること。

<申請及び問合せ先>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎
電話 03-5320-4434（直通）
保健医療局医療政策部医療人材課